平成２８年（フ）第１１号
三重県四日市市広永町1071－１　サニーヒルズあい403、住民票上の住所大分市汐見１丁目６番32号（ＷＩＮＤＯＭ汐見102）
破産者　大石　幸輝
１　決定年月日　平成28年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１号
大分県別府市朝見３丁目１番７号
破産者　河野　由夫
１　決定年月日　平成28年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１号
青森県八戸市北白山台４丁目14番４－34号　県営住宅
破産者　手塚　由美（旧姓行）
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
福島県耶麻郡西会津町野沢字原町乙2239番地１、前住所東京都町田市本町田2946番地４　ハーベスト弐番館　206
破産者　甲斐　　剛
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
茨城県鉾田市柏熊483番地
破産者　皆川　章二
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７号
石川県鹿島郡中能登町久江コ130番地１、従前の住所石川県鹿島郡中能登町井田58部１番地１
破産者　野田　義信
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第８号
石川県羽咋市若草町56番地　長濱方、住民票上の住所千葉県柏市つくしが丘５丁目７番11号
破産者　久保　恒夫
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第９号
石川県羽咋郡宝達志水町北川尻ム13番地
破産者　寺谷　仁一
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第７５号
長野県諏訪郡下諏訪町4344番地11　リバーサイドコーポ小松203
破産者　中澤　秀子（旧姓竹内）
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１３号
長野県岡谷市長地柴宮２丁目５番15号
破産者　横内　康博
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第６３号
静岡県沼津市鳥谷282番地の５
破産者　伏見　喜六
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
愛知県一宮市丹陽町重吉字城戸141番地１　ガーディアン201号
破産者　中条　　浩
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４２号
広島県庄原市比和町比和1004番地４学園前公営住宅202号、前住所広島県庄原市比和町森脇1731番地
破産者　名越　禎一
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第１２号
広島県庄原市東城町加谷872番地
破産者　近藤　和夫
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第５号
山口県柳井市新庄1587番地２　県営住宅Ａ棟304号
破産者　**原**田誉志郎
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第５３５号
北九州市若松区久岐の浜２番３－1003号
破産者　大津山のぞみ
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８７号
北九州市小倉南区上吉田４丁目20番11号（ソレイユハイム上吉田Ｂ棟201号）
破産者　惠良造園こと　惠良　　一
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０９号
北九州市若松区北湊町５番45－706号
破産者　松永智加子
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４９号
熊本県合志市幾久富1642番地39
破産者　政所由紀子
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係